

建設協議会協議事項

〔 日時 令和元年8月21日(水)
午前10時
場所 第4委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

1 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

- (1) 八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (2) 八戸市農業集落排水処理施設条例
- (3) 八戸市下水道条例
- (4) 八戸市水防センター条例
- (5) 八戸市道路占用料徴収条例
- (6) 八戸市法定外公共物管理条例
- (7) 八戸市営住宅条例
- (8) 八戸市駐車場条例
- (9) 八戸市都市公園条例
- (10) 八戸市農村公園条例
- (11) 八戸市多目的交流広場条例
- (12) 八戸市体験学習施設条例

2 八戸市下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例（案）の概要について

3 東部終末処理場高圧電気棟（建築本棟）整備工事請負の一部変更契約の締結について

4 下水道施設に起因する自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

5 災害時における仮設鋼材の供給に関する協定の締結について

6 モビリティ・マネジメント教育推進事業について

7 その他

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年 10 月 1 日から消費税等の率が 8 % から 10% に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年 9 月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

2 改正の概要

一般廃棄物処理手数料

区分	改正後	現行
粗大ごみ処理の収集、運搬及び処分	粗大ごみ処理券 1 枚につき 520 円	粗大ごみ処理券 1 枚につき 510 円
動物の死体の収集、運搬及び処分	1 体あたり 3,660 円	1 体あたり 3,600 円
動物の死体の処分	1 体あたり 2,080 円	1 体あたり 2,050 円

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である。

1. 改正する条例

- (1) 八戸市農業集落排水処理施設条例
- (2) 八戸市下水道条例

2. 改正の概要

八戸市農業集落排水処理施設条例及び八戸市下水道条例共通

(1) 使用料（税込み額）

区 分	改正後		現 行		
	一般汚水	公衆浴場汚水	一般汚水	公衆浴場汚水	
基本使用料	～5m ³	1,194円60銭		1,172円88銭	
超過水量による使用料 (1 m ³ につき)	6m ³ ～ 10m ³	24円20銭	20円90銭	23円76銭	20円52銭
	11m ³ ～ 20m ³	206円80銭	73円70銭	203円 4銭	72円36銭
	21m ³ ～ 30m ³	221円10銭		217円 8銭	
	31m ³ ～ 60m ³	232円10銭		227円88銭	
	61m ³ ～100m ³	324円50銭		318円60銭	
	101m ³ ～200m ³	341円		334円80銭	
	201m ³ ～300m ³	352円		345円60銭	
	301m ³ ～	355円30銭		348円84銭	

(2) 経過措置

改正条例施行日前から排水処理施設又は下水道を継続して使用し、施行日後最初の検針により使用料が確定した場合には、改正法令の規定に基づき、使用料算定の全部又は一部に現行規定を適用する経過措置を講ずる。

3. 施行期日

令和元年 10 月 1 日

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である

1 改正する条例

八戸市水防センター条例

2 改正の概要

○センター研修室の使用料（第9条）

八戸市新井田川水防センター

区分	改正後（4時間当たり）	現行（4時間当たり）
研修室	1,880 円	1,850 円

※算定根拠 $(1,850 \text{ 円} \times 100 / 108) \times 110 / 100 \doteq 1,884 \text{ 円}$ （10 円未満切捨て）

八戸市馬淵川水防センター

区分	改正後（4時間当たり）	現行（4時間当たり）
研修室	930 円	920 円

※算定根拠 $(920 \text{ 円} \times 100 / 108) \times 110 / 100 \doteq 937 \text{ 円}$ （10 円未満切捨て）

3 施行期日

令和元年10月1日

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部条例に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

- (1) 八戸市道路占用料徴収条例
- (2) 八戸市法定外公共物管理条例

2 改正の概要

- (1) 八戸市道路占用料徴収条例

改正後	現行
(占用料の額) 第2条 (略) 3 前2項の規定にかかわらず、 占用期間が1月に満たない場合 の占用料の額は、これらの規定 により算定した額に100分の <u>110</u> を乗じて得た額とする。	(占用料の額) 第2条 (略) 3 前2項の規定にかかわらず、 占用期間が1月に満たない場合 の占用料の額は、これらの規定 により算定した額に100分の <u>108</u> を乗じて得た額とする。

(2) 八戸市法定外公共物管理条例

ア. 別表（第10条関係）

区分		金額	
		改正後	現行
流水占用料	工業又は鉱業用水利使用	使用数量毎秒0.001立方メートルにつき 年額 <u>1,923円</u>	使用数量毎秒0.001立方メートルにつき 年額 1,889円
	その他の水利使用	使用数量毎秒0.001立方メートルにつき 年額 <u>140円</u>	使用数量毎秒0.001立方メートルにつき 年額 138円
土石その他の河川産出物採取料	砂利	1立方メートルにつき <u>163円</u>	1立方メートルにつき 161円
	砂	1立方メートルにつき <u>110円</u>	1立方メートルにつき 108円
	玉石	1立方メートルにつき <u>225円</u>	1立方メートルにつき 221円
	切込砂利	1立方メートルにつき <u>163円</u>	1立方メートルにつき 161円
	土砂	1立方メートルにつき <u>86円</u>	1立方メートルにつき 85円
	転石	1個につき <u>110円</u>	1個につき 108円
	切石	1切につき <u>110円</u>	1切につき 108円

※料金は青森県河川流水占用料等徴収条例に準拠。

イ. 別表（第10条関係）備考

改正後	現行
(略)	(略)
6 占用の期間が1月に満たない場合の土地占用料の額は、この表の規定により算出した額に100分の <u>110</u> を乗じて得た額とする。	6 占用の期間が1月に満たない場合の土地占用料の額は、この表の規定により算出した額に100分の <u>108</u> を乗じて得た額とする。

3 施行期日 令和元年10月1日

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

八戸市営住宅条例

2 改正の概要

○汚水処理費（第25条第2項）

改正後	現行
汚水処理費の額は、使用した水道水の量を排除した汚水の量とみなし、その量に応じて八戸圏域水道企業団給水条例（昭和61年八戸圏域水道企業団条例第18号）第34条第2項に規定する基本料金の例により算出した額及び同条第3項に規定する従量料金の例により算出した額の合計額に100分の45及び100分の110を順次乗じて得た額とする。この場合において、100分の45を乗じたときに生じた10円未満の端数及び100分の110を乗じたときに生じた1円未満の端数は、その都度切り捨てるものとする。	汚水処理費の額は、使用した水道水の量を排除した汚水の量とみなし、その量に応じて八戸圏域水道企業団給水条例（昭和61年八戸圏域水道企業団条例第18号）第34条第2項に規定する基本料金の例により算出した額及び同条第3項に規定する従量料金の例により算出した額の合計額に100分の45及び100分の108を順次乗じて得た額とする。この場合において、100分の45を乗じたときに生じた10円未満の端数及び100分の108を乗じたときに生じた1円未満の端数は、その都度切り捨てるものとする。

○駐車場使用料（別表第4）

対象団地	改正後	現行
旭ヶ丘・白銀台・白山台ヒルズ・ 是川一丁目・河原木・日計・類家南・ 石手洗・新丁下・多賀台・新井田道・ 白銀いかずち・坂ノ上・西道・田端・松野	月額 2,080円	月額 2,050円

※算定根拠 (2,050円×100/108) ×110/100 ≒ 2,087円 (10円未満切捨て)

3 施行期日

令和元年10月1日

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

八戸市駐車場条例

2 改正の概要

名称	区分	駐車時間	金額	改正後	現行
中央駐車場	普通駐車料金	午前7時30分 から 午後10時まで	1時間まで	160円	160円
			1時間を超え30分 増すまでごとに	80円	80円
		午後10時から 翌日午前7時 30分まで	30分までごとに	30円	30円
	定期駐車料金	1箇月		13,200円	12,960円
八戸駅東西口 広場駐車場	普通駐車料金	午前6時から 午後12時まで	30分まで	無料	無料
			30分を超え1時間 まで	210円	210円
			1時間を超え30分 増すまでごとに	100円	100円
		午前0時から 午前6時まで	1時間までごとに	100円	100円

※ 改正料金は、現行料金 × 110/108 にて算出（10円未満切捨）

3 施行期日

令和元年10月1日

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年 10 月 1 日から消費税等の率が 8%から 10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年 9 月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

- (1) 八戸市都市公園条例
- (2) 八戸市農村公園条例
- (3) 八戸市多目的交流広場条例
- (4) 八戸市体験学習施設条例

2 改正の概要

- (1) 八戸市都市公園条例
別紙 1 のとおり
- (2) 八戸市農村公園条例
別紙 2 のとおり
- (3) 八戸市多目的交流広場条例
別紙 3 のとおり
- (4) 八戸市体験学習施設条例
別紙 4 のとおり

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

(1) 八戸市都市公園条例

別表第3 (第11条、第18条関係)

1 野球場、陸上競技場、広場等利用料金

区分				改正後	現行
				金額 (1時間当たり)	金額 (1時間当たり)
貸切使用 の場合	野球場	アマチュアス ポーツに使用 する場合	入場料を徴収 しない場合	<u>960 円</u>	<u>950 円</u>
			入場料を徴収 する場合	<u>2,900 円</u>	<u>2,850 円</u>
	催物に使用す る場合	入場料を徴収 しない場合	<u>4,830 円</u>	<u>4,750 円</u>	
		入場料を徴収 する場合	<u>14,510 円</u>	<u>14,250 円</u>	
	興行又はこれに類するものに 使用する場合			<u>29,020 円</u>	<u>28,500 円</u>
	陸上競 技場	アマチュアス ポーツに使用 する場合	入場料を徴収 しない場合	<u>960 円</u>	<u>950 円</u>
			入場料を徴収 する場合	<u>2,900 円</u>	<u>2,850 円</u>
		催物に使用す る場合	入場料を徴収 しない場合	<u>4,830 円</u>	<u>4,750 円</u>
			入場料を徴収 する場合	<u>14,510 円</u>	<u>14,250 円</u>
		興行又はこれに類するものに 使用する場合			<u>29,020 円</u>
管理棟	アマチュアス ポーツに使用 する場合	入場料を徴収 しない場合	340 円	340 円	
		入場料を徴収 する場合	<u>1,030 円</u>	<u>1,020 円</u>	
	催物に使用す る場合	入場料を徴収 しない場合	<u>1,730 円</u>	<u>1,700 円</u>	
		入場料を徴収 する場合	<u>5,190 円</u>	<u>5,100 円</u>	
	興行又はこれに類するものに 使用する場合			<u>10,380 円</u>	<u>10,200 円</u>

	広場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	460 円	460 円
			入場料を徴収する場合	<u>1,400 円</u>	<u>1,380 円</u>
	催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	<u>2,340 円</u>	<u>2,300 円</u>	
		入場料を徴収する場合	<u>7,020 円</u>	<u>6,900 円</u>	
	興行又はこれに類するものに使用する場合	<u>14,050 円</u>	<u>13,800 円</u>		
(略)					

2 長根公園アイスホッケーリンク利用料金

区分			改正後	現行
			金額	金額
貸切使用の場合	入場料を徴収しない場合		1 時間当たり <u>11,200 円</u>	1 時間当たり <u>11,000 円</u>
	入場料を徴収する場合		1 時間当たり <u>33,610 円</u>	1 時間当たり <u>33,000 円</u>
教育活動を目的として使用する場合	市内の小学校・中学校		無料	無料
	その他の学校等		50 人までごとに 1 時間当たり <u>2,650 円</u>	50 人までごとに 1 時間当たり <u>2,610 円</u>
(略)				

3 長根公園水泳プール利用料金

区分			改正後	現行
			金額	金額
貸切使用の場合	50 メートルプール	入場料を徴収しない場合	1 時間当たり <u>18,150 円</u>	1 時間当たり <u>17,820 円</u>
		入場料を徴収する場合	1 時間当たり <u>54,450 円</u>	1 時間当たり <u>53,460 円</u>
	子供プール	入場料を徴収しない場合	1 時間当たり <u>11,740 円</u>	1 時間当たり <u>11,530 円</u>
		入場料を徴収する場合	1 時間当たり <u>35,230 円</u>	1 時間当たり <u>34,590 円</u>
	幼児プール	入場料を徴収しない場合	1 時間当たり <u>5,320 円</u>	1 時間当たり <u>5,230 円</u>

		入場料を徴収する場合	1時間当たり <u>15,980円</u>	1時間当たり <u>15,690円</u>
	教育活動を目的として使用する場合	市内の小学校・中学校	無料	無料
		その他の学校等	50人までごとに1時間当たり <u>2,650円</u>	50人までごとに1時間当たり <u>2,610円</u>
(略)				

4 テニスコート利用料金

区分			改正後	現行
			金額	金額
貸切使用の場合	新井田公園テニスコート	一般（大学生を含む。）	6面1時間 <u>2,810円</u>	6面1時間 <u>2,760円</u>
		高校生以下	6面1時間 <u>1,560円</u>	6面1時間 <u>1,540円</u>
	東運動公園テニスコート	一般（大学生を含む。）	5面1時間 <u>2,340円</u>	5面1時間 <u>2,300円</u>
		高校生以下	5面1時間 <u>1,300円</u>	5面1時間 <u>1,280円</u>
(略)				

5 1から4までに掲げる有料公園施設に売店等を設置する場合の利用料金

区分		改正後	現行
		金額	金額
売店を設置する場合	有料公園施設をアマチュアスポーツに使用する場合	1㎡までごとに1日 <u>600円</u>	1㎡までごとに1日 <u>590円</u>
	有料公園施設をその他に使用する場合	1㎡までごとに1日 <u>1,800円</u>	1㎡までごとに1日 <u>1,770円</u>
自動販売機を設置する場合		1台につき1月 <u>3,720円</u>	1台につき1月 <u>3,660円</u>

別表第4（第12条、第19条関係）

1 公園施設を設け、又は管理する場合の占用料

改正後	現行
備考 （2）占用料の額は、公園施設の設置が土地の使用に相当し、かつ、その期間が1月以上の場合はこの表に基づき算出した額とし、その他の場合はこの表に基づき算出した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。	備考 （2）占用料の額は、公園施設の設置が土地の使用に相当し、かつ、その期間が1月以上の場合はこの表に基づき算出した額とし、その他の場合はこの表に基づき算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。

2 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有する場合の占用料

改正後	現行
備考 （3）占有の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、この表に基づき算出した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。	備考 （3）占有の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、この表に基づき算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。

3 第8条第1項各号に掲げる行為のため公園を使用する場合の使用料

改正後	現行
備考 使用料の額は、この表に基づき算出した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。	備考 使用料の額は、この表に基づき算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。

<参考>

第8条第1項各号に掲げる行為

- （1）行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- （2）業として写真又は映画を撮影すること。
- （3）興行その他これに類するものを行うこと。
- （4）競技会、展示会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占的に使用すること。

(2) 八戸市農村公園条例

別表第 2 (第 6 条関係)

1 第 3 条第 1 項各号に掲げる行為のため公園を使用する場合の使用料

改正後	現行
備考 (1) 使用料の額は、この表に基づき算出した額に <u>100 分の 110</u> を乗じて得た額とする。	備考 (1) 使用料の額は、この表に基づき算出した額に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額とする。

2 工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有する場合の占有料

改正後	現行
備考 (4) 占有期間が 1 月に満たない場合の占有料の額は、この表に基づき算出した額に <u>100 分の 110</u> を乗じて得た額とする。	備考 (4) 占有期間が 1 月に満たない場合の占有料の額は、この表に基づき算出した額に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額とする。

<参考>

第 3 条第 1 項各号に掲げる行為

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行その他これに類するものを行うこと。
- (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占的に使用すること。

(3) 八戸市多目的交流広場条例

別表（第5条関係）

1 第3条第1項各号に掲げる行為のため広場を使用する場合の使用料

改正後	現行
備考 （1）使用料の額は、この表に基づき算出した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。	備考 （1）使用料の額は、この表に基づき算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。

2 多目的施設の使用料

使用区分	改正後	現行
	金額	金額
多目的ホール（1区画）	1日につき <u>1,030円</u> （使用時間が4時間に満たない場合にあつては、 <u>520円</u> ）	1日につき <u>1,020円</u> （使用時間が4時間に満たない場合にあつては、 <u>510円</u> ）
（略）		

3 自動販売機を設置する場合の使用料

改正後	現行
1台につき1月 <u>3,720円</u> 。ただし、使用期間が1月に満たないときは、1月を30日とする日割計算（その額に10円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額）によるものとし、電気料は、別に実費を徴収する。	1台につき1月 <u>3,660円</u> 。ただし、使用期間が1月に満たないときは、1月を30日とする日割計算（その額に10円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額）によるものとし、電気料は、別に実費を徴収する。

4 工作物その他の物件又は施設を設けて広場を占有する場合の占有料

改正後	現行
備考 （3）占有の期間が1月に満たない場合の占有料の額は、この表に基づき算出した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。	備考 （3）占有の期間が1月に満たない場合の占有料の額は、この表に基づき算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。

<参考>

第3条第1項各号に掲げる行為

- （1）行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- （2）業として写真又は映画を撮影すること。
- （3）興行その他これに類するものを行うこと。
- （4）集会、展示会その他これらに類する催しのため広場の全部又は一部を独占的に使用すること。

(4) 八戸市体験学習施設条例

別表（第 11 条関係）

利用料金の上限額

区分	改正後		現行	
		金額		金額
カフェブース	月額	<u>53,160 円</u>	月額	<u>52,200 円</u>
湊ワイドスコープ展示ブース	1 日につき	<u>5,510 円</u>	1 日につき	<u>5,410 円</u>
(略)				

八戸市下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例（案）の概要について

1. 制定の理由

公営企業会計の適用推進に係る国の要請を受け、公共下水道事業と農業集落排水事業を下水道事業に統合し地方公営企業法（以下「法」という。）の財務規定等を適用するため、同法第 4 条の規定に基づき、下水道事業の設置及びその経営の基本について必要な事項を定めるものである。

（参考：国の要請等）

平成 26 年 6 月 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」

- ・下水道事業等に対して公営企業会計の適用を促進する

平成 27 年 1 月 公営企業会計適用の推進 <総務大臣要請>

- ・下水道事業について、平成 27～31 年度を「集中取組期間」とする
- ・人口 3 万人以上の団体は、期間内に公営企業会計へ移行（令和 2 年 4 月まで）

2. 条例の主な内容

(1) 下水道事業の設置

八戸市下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業）を設置する。

(2) 法の財務規定等の適用

下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(3) 経営の基本

下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営することを規定する。

3. 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

4. 関係条例の一部改正

(1) 八戸市職員等の旅費支給条例

旅費の請求手続における書類の提出先等を、下水道事業にあつては「会計管理者」ではなく「市長」とする。

(2) 八戸市特別会計条例

「八戸市都市計画下水道事業特別会計」及び「八戸市農業集落排水事業特別会計」を廃止する。

東部終末処理場高圧電気棟（建築本棟）整備工事請負の一部変更 契約の締結について

1 工事名称

東部終末処理場高圧電気棟（建築本棟）整備工事

2 契約者

寺下建設株式会社

3 契約額

変更前	247,374,000円
変更後	285,588,000円
増額	38,214,000円（15.4%）

4 主な変更理由

① 土留工法の変更

土台を設置する際の土留めを、当初はオープンカット工法としていたが、想定以上に地下水量が多く、掘削のり面の安定が図れないため、止水性のある鋼矢板工法に変更したことによる増工。

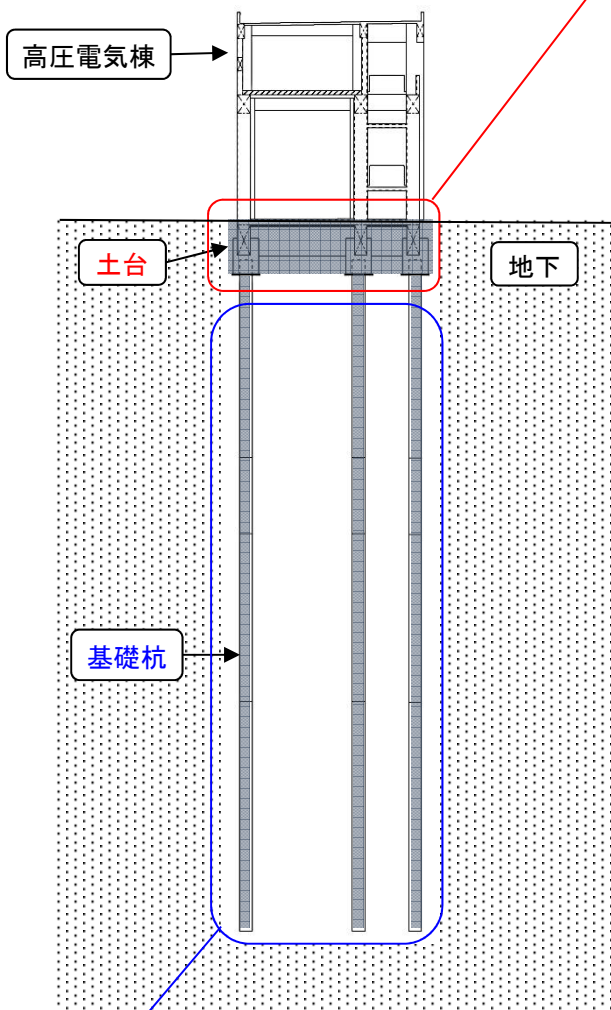
② 杭掘削残土の処分

基礎杭を設置する際の掘削残土を、当初は現場内の埋め戻しに使う予定だったが、含水量が多く埋め戻しに適さない土質だったため、現場外へ搬出し処分したことによる増工。

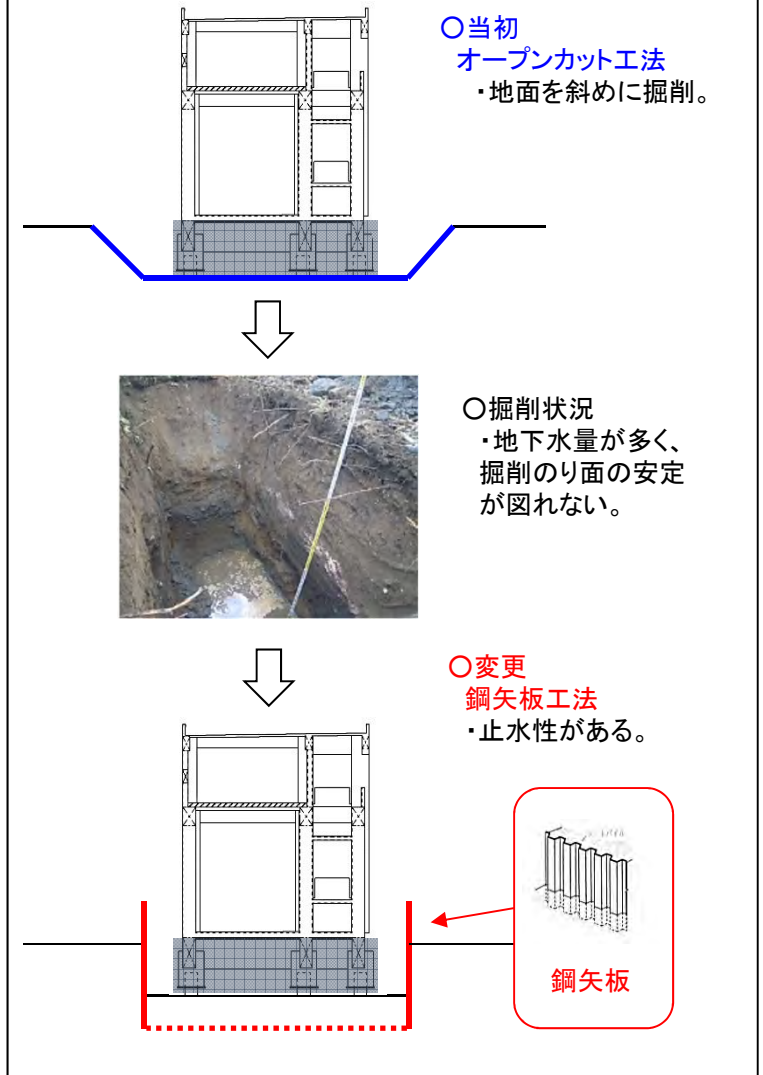
③ 諸経費の増額

第一回変更契約において、244日間の工期延長をしたことに伴う諸経費の増額。

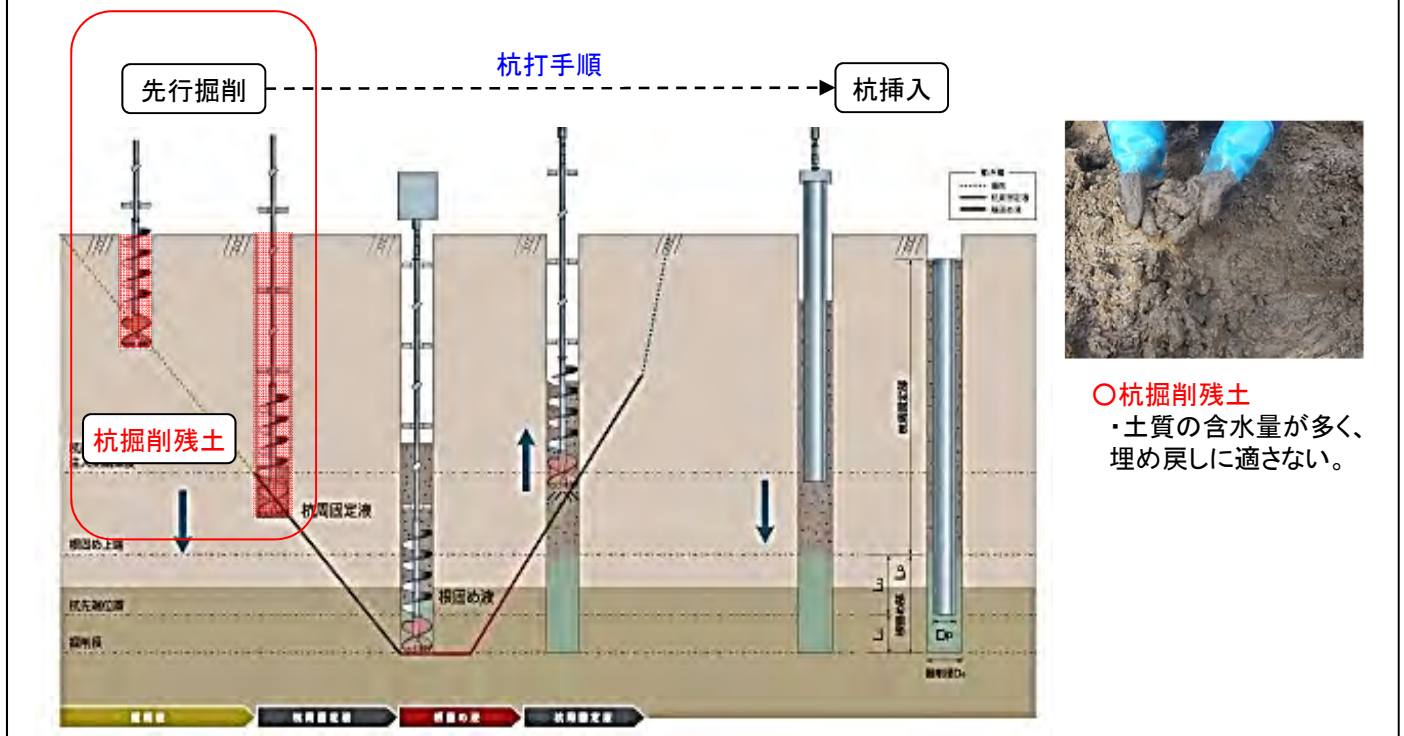
○ 高圧電気棟の構造



① 土留工法の変更



② 杭掘削残土の処分

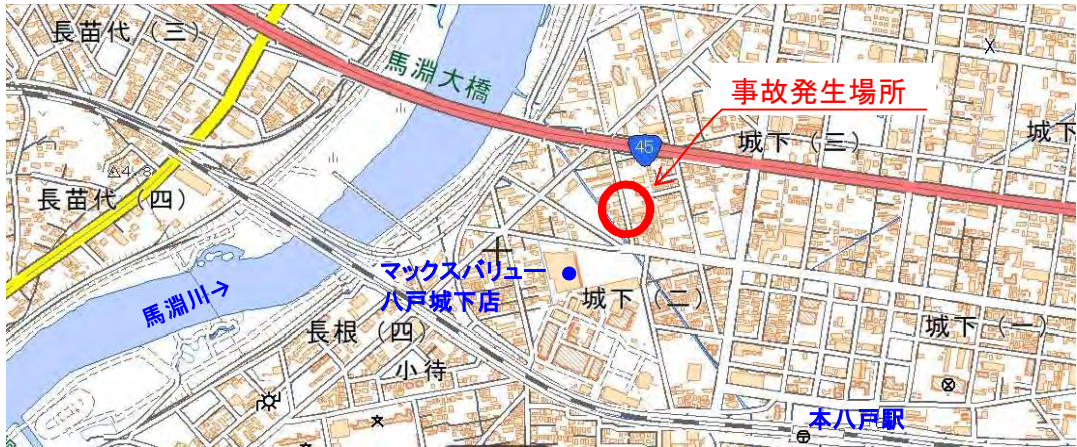


下水道施設に起因する自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

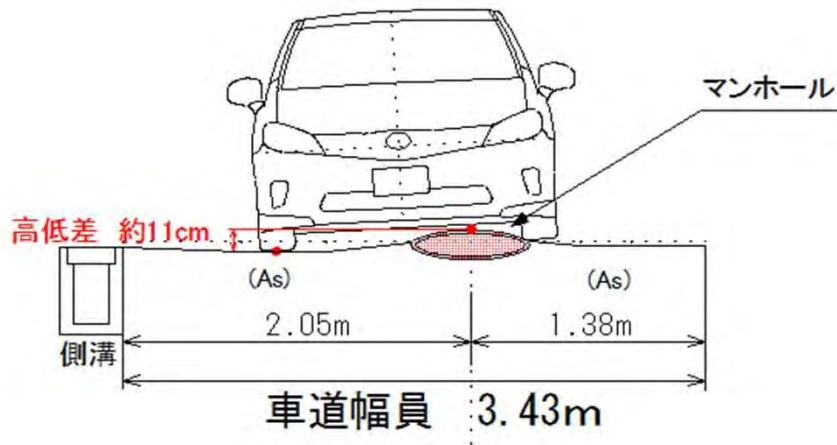
- 1 事故発生日時 令和元年6月25日(火)午後10時頃
- 2 事故発生場所 市道 城下三丁目4号線 車道幅員3.43m
(八戸市城下三丁目3-60地先)
- 3 事故発生状況 市道 城下三丁目4号線において、市内在住の男性が自動車を走行中、車体下のエンジンメンバー※が下水道のマンホール蓋に接触し、エンジンメンバーを損傷した。

(※エンジンメンバー：エンジンを車体に固定するためのフレーム)
- 4 事故原因 マンホール周辺の道路沈下により、マンホール蓋と路面との間に約11cmの高低差が生じていた。
(平成2年度施工 マンホール鉄蓋 直径70cm)
- 5 損害賠償額 107,493円
- 6 専決処分月日 令和元年8月6日(処分第25号)
- 7 示談成立月日 令和元年8月7日

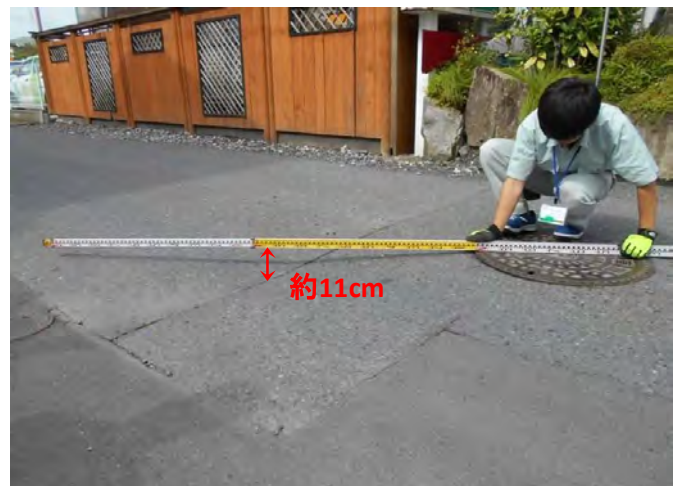
【位置図】



【事故状況図】



【状況写真】



災害時における仮設鋼材の供給に関する協定の締結について

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合の初期段階における、円滑かつ的確な災害応急復旧の実施を目的とした支援協力に関する協定を締結するものである。

2 締結の相手方

ヒロセホールディングス株式会社（東京都江東区東陽四丁目）

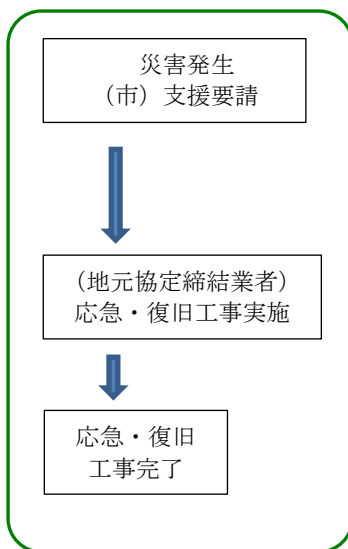
代表取締役 廣瀬 太一

3 協定の概要

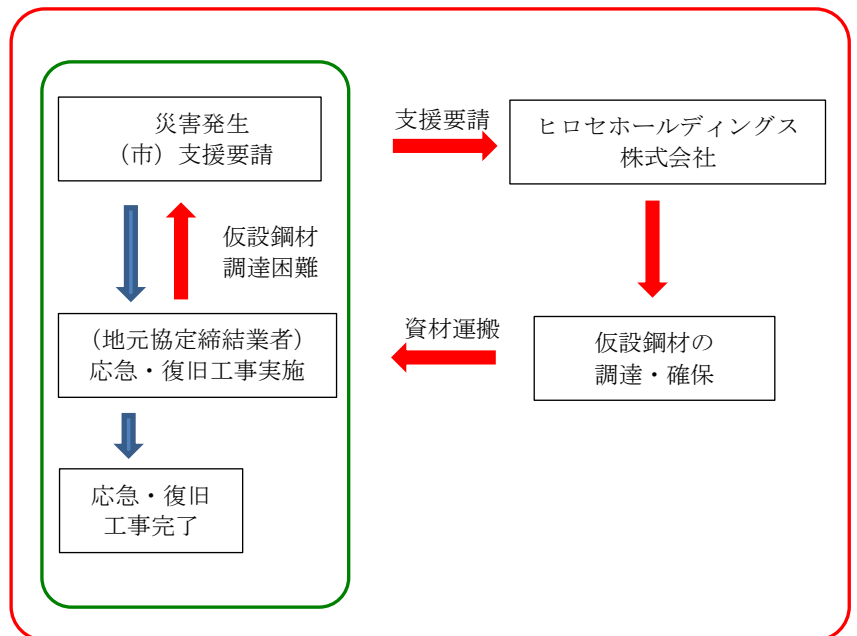
大規模な災害が発生し、落橋、道路の陥没及び流出等の被害を受け、応急・復旧工事を実施する際に、必要な仮設鋼材の供給が滞ることで、救援活動や市民生活等に支障が生じた場合において、当該被害の応急・復旧に必要な仮設鋼材の供給を受けるものである。

4 協定の支援フロー

【既存災害協定の流れ】



【今回の災害協定締結後の流れ】



5 締結年月日

令和元年8月1日

6 ヒロセホールディングス株式会社における自治体との協定締結状況（令和元年7月31日現在）

全国7自治体 東北六県では2自治体（秋田県秋田市、宮城県岩沼市）

モビリティ・マネジメント教育推進事業について

1 事業の背景

市では、公共交通を通して環境への配慮や交通マナー等を学び、将来的に公共交通の利用者となってもらえる人を増やすため、平成24年度から「小学校での出前教室」を毎年度数校で実施しているが、より多くの小学校で、社会科の授業として交通環境学習に取り組んでもらえる状況を構築するため、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の支援事業を活用し、事業を行うものである。

2 支援事業の概要

- (1) 制度名 「小中学校におけるモビリティ・マネジメント教育（交通環境学習）の普及に向けての支援事業」
- (2) 支援期間 3ヶ年（令和元年度～3年度）
- (3) 助成金額 2,493千円（上限2,500千円／年 7,500千円／3か年）

3 事業目的

小学校の通常授業（社会科）の一環として、現場教諭による「公共交通学習」が実施可能となるような仕組みの構築を検討する。

4 事業概要

- (1) プラットフォームの構築（1年目）
 - ・都市政策課・総合教育センター・バス事業者・有識者等からなる検討委員会を設置。
 - ・「公共交通学習」の意義の共有・深化と新学習指導要領に基づいた授業プログラム・副読本内容を検討する。
- (2) 授業プログラムの構築（2年目）
 - ・八戸市教育委員会で実施している「教科等研究委員制度」を活用。
 - ・「公共交通」をテーマに授業プログラムを研究。
 - ・現場教諭が1回の研究授業を実施し、その成果を踏まえた授業プログラムを構築する。
- (3) 社会科「公共交通」副読本の作成（3年目）
 - ・授業プログラムを教育現場において継続的に実施していくためのツールとして、公共交通学習に特化した副読本を作成する。

※モビリティ・マネジメントとは

渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを「かしこく」使う方向へ自発的に転換することを促す、一般の人々やさまざまな組織・知識を対象としたコミュニケーションを中心とした持続的な一連の取り組みです。